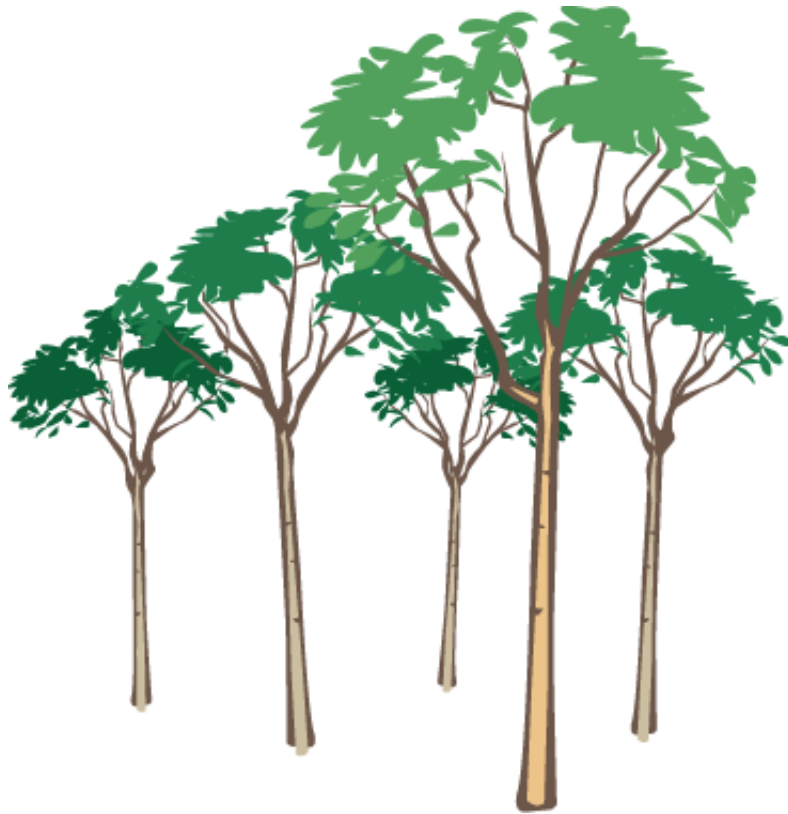


平成30年度
生徒募集要項



埼玉県立児玉白楊高等学校

〒367-0216 埼玉県本庄市児玉町金屋980番地

TEL (0495) 72-1566

FAX (0495) 73-1011

<http://www.kodamahakuyo-h.spec.ed.jp>

記載のない事項については、平成30年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項のとおりとする。

1 募集人員

生物資源科(共)	—————	40名(1名)
環境デザイン科(共)	—————	40名
機械科(共)	—————	40名
電子機械科(共)	—————	40名

(注)募集人員の()内の数字は転勤等に伴う転編入学者の募集人員であり、募集人員の内数である。

2 出願資格

出願資格は、次の(1)、(2)、(3)のいずれかの条件を満たし、かつ(4)に該当する者とする。ただし、高等学校又は特別支援学校高等部若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は出願できない。

- (1) 平成30年3月31日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業見込みの者、又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者。
- (2) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者、又は中等教育学校の前期課程を修了した者。
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者(学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者)。
- (4) 原則として保護者とともに県内に居住している者。

3 通学区域

県立高等学校においては、通学区域を設けない。

4 出願手続

- (1) 出願書類(志願者が提出するもの)

ア 入学願書、受検票

イ 入学選考手数料

(ア)入学志願者は、入学選考手数料(全日制の課程2, 200円)として、「入学願書」の所定の位置に埼玉県収入証紙を貼って、消印しないで提出すること。

(イ)一度納入した入学選考手数料は返還しない。

ウ 調査書

災害等やむを得ない事由で、所定の調査書を提出できないときは、その事由を記して、これに代わる参考となる資料を提出することができる。

エ 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜を希望する場合の書類

平成30年3月31日までに中学校を卒業する見込みの者で、中学校在学中に一過性のつまずきなどにより不本意な中学校生活を送った者で、在学中学校長が、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜による出願に該当すると認めた者は、「自己申告書」を在学中学校長を経て、入学願書とともに本校校長に提出すること。

「入学願書」の記入に当たっては、「特別な選抜に関する申告欄」の「不登校の生徒などを対象とした特別な選抜」に○を付すこと。

オ 隣接県協定により隣接県隣接学区から出願する場合の書類

隣接県隣接学区から出願する者は、埼玉県以外の公立高等学校に出願しないことの「証明書」を入学願書とともに本校に提出すること。

- (2) 出願書類(中学校長が提出するもの)

ア 学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表

過年度の卒業生が出願する場合及び隣接県の隣接学区以外の県外中学校から出願する場合は、提出する必要はない。

(3) 出願書類の提出方法

	志願者が提出するもの * (注)	中学校長が提出するもの
提出書類	入学願書 受検票 調査書	学習の記録等学年内評価分布表 学習の記録等一覧表
提出先	本校	本校及び高校教育指導課
持参する場合	平成30年2月19日(月) 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで 2月20日(火) 午前9時から正午まで	
郵送する場合	「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「入学願書等在中」と朱書きすること。 併せて2月16日(金)を配達指定日とすること。 受検票の裏面に返信先の「郵便番号」「住所」「氏名」を記入し、必要額の切手を貼ること。	「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「学習の記録等一覧表等在中」と朱書きすること。 併せて2月16日(金)を配達指定日とすること。

* (注) : 志願者が「持参」「郵送」のいずれの場合も、一括して提出すること。

(4) 受検票の交付

「入学願書」等を受理した後、所定の「受検票」を交付する。
郵送による提出の場合は、「受検票」を2月19日(月)までに投函する。

5 併願

県立高等学校及び県立特別支援学校2校以上に「入学願書」を提出することはできない。

6 第2志望

生物資源科と環境デザイン科、機械科と電子機械科の間で第2志望を認める。

第2志望を希望する場合の「入学願書」の記入にあたっては「第2志望に関する申告欄」の「あり」の欄に○を付し、志望する学科名を記入すること。第2志望を希望しない場合は「なし」の欄に○を付すこと。

7 志願先変更

(1) 期間

志願者は、次の期間内に1回に限り、志願先を変更することができる。

平成30年2月22日(木)から2月23日(金)まで 受付時間は、2月22日(木)は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで 2月23日(金)は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。
--

(2) 手続

志願先変更を希望する者は、出身中学校長(在学中中学校長を含む。以下同じ。)を経て、「志願先変更願」及び受検票を、先に出願した高等学校長に提出し、「志願先変更証明書」の交付を受けた後、新たに出願手続をとること。ただし、上記(1)の期間内に手続きを完了させること。

なお、志願先変更の手続は、郵送によることはできない。

(3) 入学選考手数料

ア 同一課程において県立高等学校から他の県立高等学校に志願先を変更する場合は、改めて納入する必要はない。

イ 定時制の課程から本校に志願先を変更する場合は、入学願書の所定の位置に不足分の額の埼玉県収入証紙を貼って、消印しないで提出すること。

ウ 本校から市立高等学校へ志願先を変更する場合、又は、市立高等学校から本校へ志願先を変更する場合は、改めて所定の手続きにより納入すること。

エ 一度納入した入学選考手数料は返還しない。

(4) 志願先変更証明書

「志願先変更願」が提出された場合は、「志願先変更証明書」を交付する。

(5) 同一校の学科間等における志願先変更

(1)～(4)による。第2志望のみの変更も同様に扱う。

8 志願取消し

志願を取消す場合は、出身中学校長を経て、「志願取消届」及び「受検票」を速やかに本校校長に提出すること。

9 学力検査

(1) 志願者は、平成30年3月1日（木）に行われる学力検査を受検しなければならない。

(2) 急病その他やむを得ない事情により学力検査を受検できない場合は、その事由を証明する書類を出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。

(3) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。

(4) 学力検査会場は、本校とする。

(5) 学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	8:45~9:20	9:25~10:15 (50分)	休	10:35~11:25 (50分)	休	11:45~12:35 (50分)	昼	13:30~14:20 (50分)	休	14:40~15:30 (50分)
教科等	一般諸注意	国語	憩	数学	憩	社会	食	理科	憩	英語

(6) 学力検査の配点等については、選抜要領で定める。

10 面接

(1) 面接は個人面接とする。

(2) 面接は平成30年3月2日（金）に実施する。集合時刻は午前8時45分とする。

(3) 急病その他やむを得ない事情により面接を受けられないときは、その事由を証明する書類を、出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。

11 入学許可候補者の発表

(1) 日時・場所・方法

1	日時	平成30年3月9日(金) 午前9時
2	場所	本校
3	方法	受検番号を掲示する。 受検票を確認し、選抜結果通知書を入学許可候補者に交付する。

(2) 入学許可候補者は、受検票を持参し、本校校長から必要書類を受け取ること。

(3) 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、辞退理由を記した「入学辞退届」を、出身中学校長を経て本校校長に提出すること。